

富士市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

富士市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月11日提出

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

富士市議会会議規則の一部を改正する規則

（令和 年 月 日）
議 会 規 則 第 号

富士市議会会議規則（昭和41年富士市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「振鈴」を「電鈴その他の方法」に改める。

第50条第1項中「登壇して」を「登壇し、又は質問席に着いて」に改める。

第78条第2項中「要点筆記法」を「録音の方法」に改める。

第140条中「外とう」を「コート」に、「えり巻」を「マフラー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



令和5年9月11日

富士市議会

議長 小池 智明 様

提出者（富士市議会議員）	小池 義治
賛成者（富士市議会議員）	一条 義浩
〃（〃）	下田 良秀
〃（〃）	望月 昇
〃（〃）	山下 いくみ
〃（〃）	笠井 浩
〃（〃）	稲葉 寿利

富士市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

本会議において質問席での発言を可能とするとともに、規則中の用語等について他の例規と同一表現等へ改めるため、規則の一部を改正する。